

平成30年
第4回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第4回総会日程

平成30年4月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 日の出町農業委員会会長専決処理規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成30年第4回日の出町農業委員会総会

平成30年4月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 吉村秀樹
事務局次長 布田努
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆様、こんにちは、定刻となりましたので只今から平成30年第4回日の出町農業委員会総会を開会いたします。

それでは始めに、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

それでは日程3の議事録署名委員の指名と日程4の議事進行を会長にお願いいたします。

会 長 それでは、3、議事録署名委員の指名をさせていただきます。8番 木住野委員、9番 原島委員にお願いいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (農地法第3条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会 長 事務局の朗読が終わりました。

地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員 それでは、申請地の説明をいたします。4月20日に事務局と現地をみて参りました。議案第1号の案内図を見ていただきますと、大まかな位置がわかると思います。・小学校の東側、約100mぐらい行ったところにあります。2カ所でございます。次に公図を見ていただきたいと思います。

・番は、20日に・さんが以前生えていた小松菜をハンマーモアで砕いて、ユンボでマルチをはがし、きれいに耕作できる状態にしておりました。現在、この畑の南側にはトマトが一行だけ植わっております。周辺の畑はすべてきれいに耕作されております。

次のページを見ていただきますと、3筆あるのですが目標物がなくてなかなか説明しづらいのですが、北側（・番）と西側（・番）は大きな道路となっております。

・番について説明します。わかりにくくて申し訳ないんですが、南北でこの筆を半分に分けてください。この南半分は今まで竹の根が縦横無尽に繁茂

しておりましたが、この竹の根を重機で防草シートやポットごととって、竹の根とトレイとポットと一緒に混じったものが、今分けていただいた中央のあたりに積み上げてあります。残りの南半分はきれいに耕耘されております。・番の北側につきましては、さらに東西で半分に分けてください、分けていただいた右側（東側）には、大きなハウスが4棟ありまして、現在はビニールが剥がれておりまして、この中には藁が置いてあったり、以前グランドカバーのパートさんを雇っていた時の控室、後は草が繁茂しております。残りの左側（西側）は草が繁茂しております。

・番について説明します。この畑も4つに分けていただきたい。南半分の西側部分については、ハウスが3棟立っておりまして、中でトマトが栽培されております。残りについては、きれいに耕耘されておりました。

・番は、ここもきれいに竹の根やシノだとか、トレイやポットが片付けられておりまして、北側の筆境近くに積み上げてありまして、高さは大体人の背ぐらいですね。それぐらいあります。

耕作できる面積はそれなりに広くあると思います。わかりにくいとは思いますが以上です。

会 長

今、・委員に説明していただいたんですが、委員の皆様いかがでしょうか、少し言葉だけでは想像しにくい場所だと思いますので、私が少し補足いたします。・番は、先ほど話があったように南北の真ん中で区切りがあると思って下さい。北側の部分、道路に接している部分にはハウスが4棟ぐらいあります。南側の部分については、昔グランドカバーをやっており、ポットに土を入れて、それをトレイに入れたものがずらっと並んでいたのですが、それが放置され根が張っていました。それを重機を使って南側から北側に土が入ったポットごと押し集めて山のようにしてある状態です。押しした場所は平地となっているということです。また、・番については縦にですね・番に接したところから3棟ハウスがあるという状態です。その中ではトマトが栽培されているということです。一番東側の4分の1部分についてはきれいにされており、何も無いという状況です。・番は、ここも先ほど説明した通りグランドカバーがありまして、それが放置されて荒れていたものを重機で北側に押しして山にしたという状況であります。

また、・番、・番の隣地境は、現在笹が生えてしまい、・番にも笹の根っこが入ったりしている状況にあります。

・委員の説明の補足をさせていただきました。説明等がわかりにくかったり、足りない部分があれば質問等をしてください。はい、・委員。

委 員

私の記憶では、ここは何回か当該地が問題があると指摘させていただいたと思うのですよ。適正な肥培管理がなされていないということで、農業委員

会で問題にあげたと思います。・さんにつきましては先ほど説明にもありましたが、以前からここを・さんの親族ということで耕作をしていたと。今回は正式に申請をあげてきたということなのでしょうね。2点目は、以前再三指摘したにもかかわらず、あまり改善されていなかったということですが、その間に病気をされていたということですが、耕作ができないような病気だったのでしょうか。それと今回、体調が戻って申請を出してきているということだと思うのですが、今までのイメージから行くと誠意が感じられないという心象を受けます。耕作面積が10962㎡ということで、1町歩ぐらいあるわけですが、そこにハウスや散乱したポットやトレイがあるわけですね。果たして今後きちっと肥培管理していくのかどうか心配なのですが、日の出町の農業委員会として何らかの確約書はとった方がいいのではないのでしょうか。

会 長 今回、3条申請ということで出てきたものでありますから、なお、それ以前の問題につきましては、いわゆるヤミ耕作という状態で、民民で農業委員会の手続きを踏まずにやっていたということです。農地パトロールで2年間指摘して、ようやく今回改善がされるその途上でこの申請がなされたということです。こういう経過があります。今の指摘につきましては本人が来ておりますので、本人にどういう状況で、どうしていくのかと聞いた方がよいかと考えております。他にご質問等のある方はいますか。はい、・委員。

委 員 事務局として農地を見たといいましたよね。ポットやトレイは土と一緒に積んでありますが、それはまずいのではないかと指摘はしなかったのですか。これは、産業廃棄物ですよね。それが農地にあるのはまずいのではないですか。それを片付けさせて更地にして耕作できるような状態にしてから申請するのが普通ではないのですか。

事務局 今、委員のおっしゃられた指摘も事前の指導でさせていただいたのですが、・氏が言うには、産業廃棄物として捨てるためには土とトレイを分離する必要があるとのことで、分離させておくためにはしばらく土を積んで乾かさなければならないのでしばらく置かせてほしいとのことでありまして、現状片付いているところについては、放っておいても草が生えてしまうので、トウモロコシ等を植えさせて欲しいということで今回の申請にいたしました。

委 員 その産業廃棄物が必ず片付けられるという確約は取れているのですか。

事務局 トレイやポット等の産業廃棄物の撤去も含めた形で、営農計画を考えるように指導をしております。

委員 農業委員会としては、それが本当にやるのかどうかという確実な担保が欲しいんですよ。それを・委員も言ったと思うんですよ。それを事務局でしっかりと把握していないと大変なことになると思いますよ。

事務局長 すみません。申請としてはできる状態なので、おっしゃることはよくわかるのですが、こちらで受付ける条件を付与することはできない立場だということをご理解いただいていると思うのですが、こちらで窓口でこれはいいとかだめだとかを判断するところではないのでそれだけはわかっていただきたいですね。

委員 では、農業委員会がだめだということをはっきりと言えればいいということでしょうか。

事務局長 書類としては整っているのですが、こちらが農業委員会に議案として提出することを拒むことはできないということをお話したつもりでいるのですが。

委員 書類がそろっているということは、この審議は無駄なことなのですか。

会長 3条申請が出された中で、書類上は要件を揃えていますので、それを総会にかけないわけにはいかないですし、3条申請の許可基準に照らし考えていただかなくてはいけないと思います。過去の以前の問題、今まで継続指導してきた問題については、本人に直接聞いていただいてもいいと思いますし、まだこの場で話した方がよければ、引き続き議論したいと思いますが。はい、・委員。

委員 私も・委員さん、・委員さんの言っていることはその通りだと思うんですよ。だから、申請書が提出されることを拒むことができないと局長は言っているのだと思います。委員会として、借主と貸主の正式な書面が提出されたわけですが、以前に貸し借りが行われていて結果がどうだったかは把握しているわけです。皆さんにも見てもらったり、今日の説明でわかると思います。今日本人に来ていただいて、本人に聞くこととやはりそれが改善なされるような指導なり、書面を出すことも私はいいと思います。そのようなことをここで約束してもらわないと、委員さんが一生懸命現地調査し、指導して日の出の農地を守ろうとやってきたわけですから、借主本人ときちんとした約束をしてもらうことが1つだと思います。

会長 はい、・委員。

委員 私はこの方をよく知らないのでお伺いしますが、家族は何人ぐらいで従事しているのか、またお幾つの方なのか、病気でできなくて荒れてしまったということですが、今回もこの方が1人で4993㎡ですか、5000㎡弱やるわけですか。

会長 それは本人が本日来ておりますので、家族構成や営農計画についてや病状については本人に聞いていただければなと思います。はい、・委員。

委員 この方は、・市の方ですよね。・市でも相当農業をしているのですか。私、現職の頃、これと同じような話を聞いたことがあるのですが、この場合、日の出町農業委員会と・市農業委員会との連絡というのは取られているのですか。

事務局 ・市農業委員会から耕作証明が出されておまして、・市の方では所有している農地がしっかりと耕作がなされているとのことですよ。

委員 耕作証明があるから・市の現地は確認していないということですね。耕作証明で確認したということですね。私が経験したところはですね、大きな畑をお借りするというときに、トラクターが何台ありますか、どういう機械がありますかと、他の農業委員会が視察に来たと聞いております。耕作証明が出たからそれでOKとするのではなく、耕作証明がでたところが本当に耕作されているのか、間違いはないとは思いますが、事務局で確認するぐらいのことはあってもいいのかなと思います。他市ではそういうこともあります。

会長 先ほど、事務局から説明はありませんでしたが、この方は・市で認定農業者であるということで、現在も農業をやっているという方でありまして。それでは、ある程度過去の経緯を知っていないと本人を呼んでも意見等がバラバラになってしまうと思いますので、私の知っている限りでお話します。

これは、2年間農地パトロールで指摘させていただいている問題でございます。それは以前からあったのですがここ2年の農地パトロールはかなり効果が上がってきまして、・さんが本来の所有者であったのですが、ご両親がなくなり本人が他で結婚し住んでいたのですが、本家に戻ってきて、本人は農業をやったことがないのですが、相続によって相当な農地を所有しておまして、ほとんどが貸してしまっている状態にありまして、その1つがこの・さんの案件になります。

・さんの話によると平成7年頃から親戚関係ということもあったのでヤミで借りていたということで、当時はグランドカバーが好景気でよく売れた時

代でありましたので、それなりの地代を払ってやっていたとのことです。

ところがそれらがよくなって、また本人も体調を崩したということで、今のような状況がここ何年か続いたということです。そういった中で、グラウンドカバーや笹だとかが少しは売ってはいたようですが、今の状態に至っているということです。トレイの中にポットが入ってその中に笹だとか、グラウンドカバーが入っていたものですから、それが根を張りだしてしまったとのことです。その地中の下にはですね、灌水設備があるとのことです。その笹等の一部が隣地へ越境して障害となっているので、農業委員会として指摘して、改善をしてもらおうと折衝を度重ねていた矢先の話であります。当初はそれらを3年ぐらいかけてきれいにしたいということで、何度も役場の方に足を運んでもらって本人からの話を聞き、状況をメモしてもらったりして、改善を指導していた矢先でありました。また、意向調査も実施し、このままでは、所有者が困るので今後の改善計画や作付けについて考えていただきたいと話していた状況でございます。今後1年、2年で完全な農地に戻してもらおうということで、表面にあるポットやトレイを片付けたいということですが、何年も放置したものですから根がしっかりと張ってしまっているというようなことで、人間の手では中々できないということで、重機を使って表面にあるものは剥いで山積みにしたと、そして空いたところに作付けをしたいと考えているということでした。ハウスについては降雪によってつぶれてしまい、それについては補助金で新しく作ってあるということでありました。今は中玉トマトが作られています中々手が回っていないような状態でありました。これが私が知っている全体的な話であります。はい、・委員。

委 員 これはあくまでも3条申請ということですよ。そうすると処理があるわけで、許可か不許可か、保留かということですよ。

会 長 その通りです。
 その他に、事前にこの席上で聞いておきたいことがあれば、お聞きしますが、よろしければ、本人をお呼びしますがいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、・さん、会場にお入りください。

・ 氏 (入 場)

会 長 ・さん、今日はお忙しいところ来ていただいてありがとうございます。これから法3条申請について審議していきますので、最初にですね、自己紹介と営農計画について説明してください。

・ 氏 皆さん、初めまして。・と申します。よろしく申し上げます。・市・番地に住

んでいます。自己紹介ということですが、こういう席は初めてなのでうまく説明できるかどうかわかりませんが、・年に高校を卒業しまして、・歳から現在・歳ですけども、50年間農業をやっています。最初は酪農を父親を手伝いながらやってきて、昭和43年から平成4年まで、成牛36頭ぐらい、育成牛を含めて50頭ぐらい飼っていましたが、都市化の波でどうしてもできなくなったので、グランドカバープランツを平成4年から始めまして、平成23年に父親が亡くなりまして、まだやろうという気持ちはあったのですが、平成23年5月に父親が亡くなってから、6月に私が膝を骨折しまして、10月頃までリハビリを行っていたのですが、10月になりまして、今度は歩いている最中に靭帯と半月板を損傷しまして、またリハビリをしなくてはならなくなりまして、1年半ぐらい仕事ができませんでした。その間、パートさんが8人ぐらいいたのですが、私がいなくて機械が使えませんか、お客さんからの要望も応えられないので、全て待機というか、パートさんをお休みにしまして私は治療に専念いたしました。治っても、体が仕事をしていなかったのですぐ動けませんでした。平成24年の秋ごろじゃないと仕事はできませんでした。その間、日の出の農地も荒れ放題になっておりまして、ただ売れるものはあったので、そのまま、放っておきたくないと思ったのですが、平成24年の秋ごろから、少しずつ出荷はしていましたが、平成26年の大雪があったときには、ハウスがつぶれましたが、そこには大阪に出すヘデラが5600ポットだけありました。雪でつぶれたハウスをかき分けて、救出しまして、そしてまた14日に70cmぐらいの大雪が降りまして、ヘデラはなんとか大阪に出荷はできましたが、このようなことがありました。このように、牛、グランドカバーとやっていたのですが、平成24年から・センターの会員にならせてもらいまして、女房が加工をやりたいということで、会員になったのですが、やはり農産物を作っての加工だということですので、私も頑張らなくてはならないということで、植木ではなくて、では何をやるかということで、その当時・さんのお父さんが元気だったので、相談したらトマトがいいよと言われていたので、トマトを少しずつ勉強し始めて、現在に至っております。今言ったように平成23年から手がかけられない状態が続きまして、昨年12月に農業委員会の事務局の方からお話がありまして、何とかしないという注意を受けまして、どうするんだということで、計画を作りまして、平成30年の今年の正月から少しずつやっては来ているのですが、作業工程表は今年の4月までは出してあるのですが、まだ、ハウスの中とか、笹が生えている部分や、あるいは水道の本管とか電磁弁の周りが東側の畑の人には大変迷惑をかけて申し訳ないです。また、南側の畑の・さんの畑にも笹が侵入しまして申し訳ないことになっているのですけども、とにかく、今月4月までにきれいに耕耘するという作業工程表ですので、笹やポットを積み上げまして、そしてとにかくトラクターで耕耘することが農業委員会の事

務局さんとの約束だったので、客土用の土を盛ってトラクターで3カ所うな
ってはあります。また、ゴミと言いますか、ポット、トレイ、笹の根っこと
かが山のように積んでありまして、すごいなというような状況ですが、農業
委員会の事務局とも約束して9月から来年の3月までには、きれいにしてし
まうんだということで、一応ゴミは分別しまして、笹とか根っことは、出
せるものは・市のゴミに出すのですが、出せないものについては、・市役所
の隣の・運送さんというところがあるのですが、そちらに一応お願いするよ
うにしてあって、登録はしてあります。そんなもので、1人ではできないの
で、家族と日の出町の・さんという方がお手伝いしてくれるということで、
その時はお願いしようと思っています。後、手で仕事をするのは大変なもの
で、機械を使わないとまいてしまいますので、水道の本管と電磁弁を撤去
しない限りは、東側の畑や南側の畑のところ草が刈れないので、水道の本
管は一応平成8年に・さん、現在の・さんのお父さんから借りたときに入れ
たのですが、今度、本管をまるつきし、西側に移設してしまって、電磁弁と
かが気にならないようにして、ユンボとかを使用して、とにかく手でやっ
ても埒が明かないので、機械でできるように段取りを組みたいと思ってお
ります。そんなことで皆さんに、ご心配やご迷惑をおかけしているのですが、
来年の3月までには、今年の9月から始めて半年間。仕事の合間を作って、
ゴミの山を分別撤去処分、その後、耕耘するということと、ハウスの中がま
だ手を付けていないんですが、そこも重機をいれまして、一応、トマトの苗
も注文してあるので、そこで栽培してみたいと思っております。説明は不
十分なんですけど、実は現在、トマトが作ってあるハウスは雪害の補助で作
ってもらったんですね。作ってもらう前はあそこにもゴミがいっぱいあ
ったのですが、平成27年の3月にはゴミを分別撤去してやったこともある
ので、やり方はわかっているんで、できるとして計画を立てました。以上
でよろしいですか。

会 長 説明ありがとうございます。私からいくつか質問させていただきたい
のですが、・さんの年齢は分かりましたが、・さんの他の家族構成を教
えていただけますか。もう一つはですね、営農計画について教えて欲
しいのですが、今のお話ですと来年の3月までに今の状況を全部改善
してしまうよということだと思うのですが、現在片付いてきれいにな
っているところには、今年いっぱいは何も作らないということですか。

・ 氏 妻は、・で出身は・町です。お父さんは・さんと言いま
して、その長女です。家族は母親が・歳でおりまして、長女が・歳
ですか、次女が・歳で、こういうことを言っ
ては何ですが・。妻と一緒に次女や長女が農産加工をや
っています。トマトやトウモロコシを撒くのは女房や娘たちが手
伝ってくれま

す。営農計画ですが、トラクターでうなったところは、・センターにトウモロコシを出す予定なので、種も買ってありまして、今月のうちにまき始めないとなと思っております。トマトは今までハウスの中だけで作っていましたが、暑さですべてやられてしまいますので、一部露地で植え始めています。

とにかく、9月までに畑を開けてゴミを撤去していかなくてはならないと思っておりますので、そういうことが前提なので、8月までに栽培が終わるものを栽培しようと考えております。トウモロコシも8月までにはとり終わりますので、9月までには畑を耕耘して、心配でありますゴミの方は、空間ができるので、そこで作業をしていきたいと思えます。

会 長 そうしますと、今のお話をまとめると、家族が5人で、・さんが・歳で妻、・さんが・歳で、母親が・歳で、長女が・歳、次女が・歳ということで、営農する労働力というのは、妻と長女、次女と・さんということですか。営農計画については、トウモロコシと露地のトマトを今年はしたいということですか。合わせて、今積み上げてあるポットとかそういうものは今年の9月から片付けて、3月までにはきれいにするという計画ですか。

・ 氏 そうです。

会 長 後、農機具等はどのようなものを持っていますか。

・ 氏 ・市の払下げの大型トラクターが1台、キャビンの22馬力が1台、15馬力の古いのが1台、それと耕耘機が3台、マルチャーを今年、アグリサポートローンで購入しました。田植え機が1台。後、バックホーが1台と、ボブキャットが3台あります。

会 長 農機具と労働力は今お話のあった通りです。他に言っておきたいことはありますか。

・ 氏 本当は昨年まではいつでも来てくれたのですが、・さんという方がグランドカバーやっている時はいたのですが、・が介護を必要とするようになってしまいまして、時々しか来てもらえなくなってしまいました。ただ、日の出は、犬の散歩とかでよく会う・さんという方がいつでも来ますからということで、電話番号もお聞きしまして、一応ポットの片付けの時には必ず来ていただこうと思っております。

会 長 ただいま、・さんから自己紹介及び営農計画、また、ポット等の残材の処理について説明がありました。皆さん、ご意見がありましたら挙手の上、質

間をお願いします。はい、・委員。

委員　　それでは、・さん。年齢等をお聞きしまして、現地でのトウモロコシやトマトをやるということですが、・の方でも作付けできるような畑は、結構耕作面積が広いようなのではないですか。

・ 氏　　トマトはあります。ただ、トウモロコシはないです。

委員　　そうですか。先ほどのお話の中で、近隣の農地にも迷惑がかかっている状況があるようですね。

・ 氏　　そうですね。

委員　　そういう問題を解決してから、解決できるような目処が立ってから、笹やトレイを9月から片付けるようですが、そういった片付けが終わってから、きれいにしてから、再度、申請されるのはいかがですか。厳しいようかもしれませんが。というのも私も何回も現地を見ているんですよ。毎回、きれいになっていなくて、ここ最近急に片付け始めたということで、何か心境の変化があったかなと思ひまして。

・ 氏　　農業委員会事務局の方から指導がありまして、12月から工程表を出しまして、4月までにゴミを積み上げた以外、ビニールハウスの中はまだトラクターをかけていませんが、そこ以外はトラクターできれいに耕耘しなさいと、作物ができる状態にしなさいというふうに言われておりまして、作物を作れる状態にはしました。

委員　　そうですか。農業委員会事務局がそのような指導をして今日に至っているのは重々承知なのですが、私としては、さらに一步踏み込みまして、今あるポットやトレイ等のゴミを処分して、全てを利用できるようにしてからではだめなのですか。今まで、全く何もせず放置していたものを急遽ここで、急いで改善して、事務局から指導や、我々もパトロールを実施して指摘したから・さんの方も、じゃあやろうとそういった決意に変わったのだと思いますが、さらに踏み込んで近隣に迷惑をかけている笹等を全部抜根するなり、ポットやトレイ等のゴミもきれいに処分して、私個人の考えですが、万全の態勢で申請したらいかがですかということです。

・ 氏　　一応、農業委員会事務局の方に工程表を出して、きれいにするようにしなさいと言われておりますので、今年の12月、今年の13日に工程表を作成し

て提出しております。それにきれいにしていきますが、すでに片付け終わったところについてはあけておくと雑草が生えてしまい、トラクターでうなるだけでは収入にもなりませんので、作物を作りまして、・センターの会員なので、7月、8月にトウモロコシが足らなくなるので、トウモロコシが足りないということを知っていますので、使える畑はそういうふうに、活用した方がいいと思いました。種は買ってありまして、マルチャーも買いました。

委員 分かりますが、くどいようですが、ポットやトレイ等のゴミなどを撤去して、トウモロコシを栽培するというのは分からないことですから。まずは、ゴミを分別して撤去して、近隣に迷惑がかかっているシノ等を撤去して、畑をきれいにして書類を整えて申請していただければと思ったのです。

会長 その他には。はい、・委員。

委員 この畑は、今まで耕作放棄地として、散々散らかっていたのですが、今回来年の3月までにはきれいにしていただけるということですね。一番広い畑にはかなり笹があったのですが、それは大分片付いたなという気がします。ところが、周りやハウスの中は、まだこれからやっていくということですよ。今言ったように来年の3月までにやるのですよね。

・氏 それは、ゴミの撤去が来年の3月までで、ハウスの中と周りの隣接する部分は6月までにやりたいと思っております。

委員 それでは、そこはきれいにしていただいて。その他は半年以上、先になるわけですよ。3月ですから。長いように見えますが天候の変化とか思ったようにできないときもあると思います。それにつきましては、ポットやトレイ等の撤去はいつまでにどれくらいやる。ここの片付けは何月までにやると、綿密に計画をしてやっていただいた方がいいと思います。そうでないと、まだまだ大丈夫だと思ってやっているとできないと思いますので、そういった計画を事務局の方に提出されているんですかね。まあ、細かい工程表を出していただいて、それで行き届かない場合には事務局等から注意していただくことになると思います。後は細かいところは手作業になるのですかね。トレイ等の片付けは。

・氏 ゴミはユンボにハサミを付けまして、ちぎりっとして私と家族ともう一人の方とでポットと根っこを分けまして、・市のゴミに出せるものは出す。・運送さんに出せるものは出します。

委員 それはいいんですが、それをいつまでにやるかですね。その計画を細かく出してください。ぜひここで手を付けたのでありますから、途中で放棄すると永久にできないと思いますので、3月までに完全にやっていただきたいと思います。

・ 氏 工程表を9月何日からやって月々報告するようにします。

委員 そうしていただけるとありがたいです。ぜひお願いします。

会長 その他に。はい、・委員。

委員 今片付いていない、ハウスの中の笹であったり、グランドカバープランツであったり、立っているだけで骨がゆがんでいるハウスが何棟かありますよね。ハウスについてはどのようにする予定でしょうか。あれをまた再度使うようにするのか。あれもすべて片付けて、まっさらな更地に戻すのかどちらでしょうか。

・ 氏 現在の予定では、ハウスのパイプを活用しまして、パイプがあっても中にはエンボが入れますので、全て笹等を撤去いたしまして、時間はかかりますが、耕耘するようにいたします。農業委員会の事務局からも言われておりますが、なるべく早く、ビニールがパタパタしないようにと言われておりますので、はがれかかっているビニールをとってしまって、ビニールをかけるのはいつでもできますので。パイプハウスは活用します。水のスプリンクラーが入っていたり、電磁弁が中にあたりしていますが、それは邪魔になりますので、とってしまってパイプはまだ使えますので、まだ使います。

会長 その他には。はい、・委員。

委員 ・さん、先ほど隣地の人にも笹がはびこっているという話ですが、実際隣地の人にはいつ頃までに撤去しますというような具体的な話はしてはいないんですか。

・ 氏 本当に申し訳ないのですが、まだやっていません。

委員 実際に、隣地の人にいつ頃までに具体的にいつまでにきれいにするかをお話していただいた方がいいと思います。隣地の地主さんからすれば、自分の畑がこんなになっていると不審に思っている方もいると思いますので、やはり、具体的にきちんとお話いただいた方がいいと思います。

会 長 他に。はい、・委員。

委 員 先ほどのちょっとした事の続きということで、この資料を見ますと、今度借りるところが5000㎡近いですね。合計、10000㎡近いわけですが、・で持っている農地の倍をここでやるわけですね。先ほど体のお怪我のことも伺いましたが、これからいろいろあるかもしれません。また怪我をすることもあるとは言いませんが、そういった不慮のことがあっても、この計画を継続してきちっとやっていくということは約束できますか。

・ 氏 約束します。人を頼んででもやります。

会 長 はい、・委員。

委 員 ・さんの持っている・市の畑を私は存じあげないのですが、今そちらはどのようなになっておりますか。

・ 氏 ハウスでトマトが植えてあるのが大きなハウス、百十何坪のハウスがありまして、中玉とミニトマトが植えてあります。日の出の方に作っている関係もあるので、いっぺんに作ってもだぶついてしまいますので、8月9月10月に出せるように苗も注文してその準備もしてあります。だから、まだ植えていないです。後、結局直売所に出荷するので、皆さんが出荷しないときになるべく多く出荷しようと思っておりますので、そういう計画で進めています。

委 員 すみません。ちょっと主旨が違うのですが、グランドカバーをやっていたと思うのですが、自作の農地には日の出のように残っているところがあるのか、ないのかということで、ハウスだけをやっていたとすると残りの農地はどうなっているのかと、まだグランドカバープランツも残っているのでは。

・ 氏 自宅の方はないです。

委 員 日の出でもそうなのですが、農業委員会を通した貸借を今回申請していますが、・市では農業委員会を通した貸借というものはされていませんか。

・ 氏 していません。弟が・とか・だったので、よく手続きを取った方がいいといわれましたが、そのままにしていまして、一枚ですけども私が20歳ぐらい、父親の代から無許可で借りている畑があって、それはそのまま耕作をしております。

会 長 はいその他に。

委 員 では、最後になりますけども私の方から・さんにお伺いしたいことがあります。平成23年から怪我をされて1年半ぐらい、闘病生活があつて、その後、平成24年から農作業が始まって現在に至っているということでありました。また、家族構成については、奥さんと、子供二人とおばあちゃんがいう5人家族ということですが、・さん自身は健康の方は、今・歳ということですので現在は大丈夫ということですが、特に病院に行かれていますということはないのでしょうか。

・ 氏 昨年正月に・をしましたがそれ以外はないです。

委 員 おばあさんが・歳ということでご高齢ということですが、そちらの方にご家族、奥さんや娘さんが介護しなくてはいけないということで、労働力としては、4名ということですが、そちらの方に手を取られて、今以上の労働力を確保することは難しいのではないのでしょうか。後はパート等で労働力を賄うということでしょうか。

・ 氏 そうですね。・歳なので元気ですけども、デイサービスに1週間に2、3回通ってまして、自分で歩いてバスに乗っていくことができるので、自分のことはある程度できます。老人会の会長をやったりしっかりとしているとは思いますが。

会 長 それで、最後に質問なのですが、今までですね、農地パトロール等で指摘があり、利用意向調査も実施した。そういった中から、3条申請が出てきたり、今までのところを改善するように行政や、農業委員会からの要請でやっているということですが、そういった労働力の中で、今度は片付けながら、トマトやトウモロコシを植えて栽培して、収穫して販売しなくてはならないということなので、今よりも労働力が増えなくてはならない。先ほど、・委員からもお話が出ておりましたが、健康だからいつまでもできるというわけではないので、人間、生身ですから、いつも100%力を出し切って、365日やるというのはきついのではないかと考えたときに、全体的には、まず片付けに専念して、片付けてしまう。空いているところは空いているままで置いておく、今回の申請では空いているところは、もったいないから生活のために、作物を作るということで、そういうものを栽培し、直売所に出し、生産性をあげていこうということなのですが、そんなにうまく回っていくのかなと思います。

・委員から話がありましたが、工程表を作ってその通りにやっていくといっても、雨の日もあれば、台風もありますし、・の畑は雨が降れば1週間ぐらい畑に入れない日も出てきますし、なおかつ、あそこは低地でありまして、・小の方からの雨水の流入もあると思うのですよ。そういう気象状況等を考えるとそんなにうまくいかないのではないかと考えております。

そのところは、考えに入れているとは思いますが、もう少しその部分を詳細に教えていただきたいなと思います。

- ・ 氏 今言われたように、台風が来たり、梅雨が長かったりすると思ったように仕事が出来ずに進まないかもしれませんが、ただ9月からは、営農計画にある栽培は他の農家さんと同じですが、6月までハウスの中と周りをやりたいというのはなるべく早く片づけたいという気持ちが強くて、で、6月ということにしております。本当は5月までとしたいのですが、天気や水道管の移設もありますので、5月いっぱいには終わらないと思っております、6月とお話をしました。とにかく、ハウスの中と隣地をきれいにしなくてはということで6月ということにしております。ゴミの山みたいなどころにつきましては、9月から始めさせてもらおうかなと思っております。

会 長 当然、先ほどおっしゃいました産業廃棄物の片付けであります。そういったものを片付けるにはユンボにハサミを付けてふるって片付けるということですが、天気ならばそういったものが、風に流されて砂塵等が近隣に飛んで行ったり、軽いポットの残骸が飛んで行ったり、ビニールハウスのはがれかかったビニールが風に舞って騒音を立てたり、近隣にはかなり迷惑が出ると思います。そういったことで、かなり困難が生じると思います。

最後に・番というところは、いま小松菜が植えられて、それを片付けてうなったようですが、695㎡あるのですが、全部耕耘していないですね。

- ・ 氏 そうですね。実はあそこにまだポットを、まだ小松菜が残っている部分がありますが、その部分はハンマーで切りまして、後、トレイを向こうへ少し移すので、全てうなってしまうと、軽トラックが入れなくなってしまいますので、その部分は軽トラックが入れる部分だけわざとそのままおいてあります。後、水道の本管を端の方に移すので、邪魔にならないように、あそこの方へ使えるものは積み上げておこうと思っております。使えないものは比留間運送へもっていこうと思っております。

会 長 そうすると、先ほどのポットだとかトイレだとかは、使えるものは使いたい。全部、産業廃棄物として捨ててしまうのかなと思っておりましたが、一時ふるったものをそこに置こうということですか。

・ 氏 あそこのゴミの山のところとは違って、トレイが段になって積んであるところは、そのトレイは使えるかなと思って積んであります。

会 長 そうではなくて、何故、全て耕作していないのかということなのですが。

・ 氏 そのことについては、使えるトレイを向こうに移そうと思って、軽トラックが入れるようにうなっていないんです。

会 長 荷物の搬入のためにうなっていないということですか。600何㎡あるうちのうなっているところは露地でトマトをやるということですが、何本ぐらいトマトを植えるのですか。

・ 氏 695㎡のうちの半分ぐらいにトマトを植える予定です。

会 長 半分ぐらいということは、数は決めてはいないのですか。

・ 氏 苗は買ってあります。

会 長 苗は買ってあるとは思いますが、労働力の問題が気になりまして。トウモロコシはどれくらい植えるのですか。

・ 氏 あそこのところで1反5畝か、2反ぐらいかと思っております。

会 長 ありがとうございました。他にありますか。はい、・委員。

委 員 ・さん。今、作業工程表のこともいろいろとお話いただいているんですが、もし作業工程表に見合わなかったら、業者委託をして自分で、やっていくことを考えますか。

・ 氏 考えます。業者というのは私が頼んだ業者ということですよ。

会 長 他に、ご意見、ご質問がないようなので・さんには退出願います。大変ありがとうございました。

・ 氏 (退 出)

会 長 ・さんに退出願いました。委員の皆さん、質問がございましたらお願いい

たします。はい、・委員。

委 員

事務局にお願いしたいのですが、今日の関係については色々な議論があったので、議事録といいますか、・さんからの約束事が出ましたので、そういったものを整理して、できれば次回の委員会の時に配っていただきたいと思うのですが。

事務局長

農業委員会の総会ですので、皆様のご質問、ご意見や・さんが回答したことも議事録として記録され、ホームページにアップされますので、約束事としてアップされます。皆さんも入手できます。もう一つ、いいですか、先ほど・さんが、事務局がうなればいいといったというような発言を何回かしていました。前段を言いますと農地パトロールをした皆様の成果で、うちの方も農業委員さんから指摘を受けておりますので、農地としてきれいにしてくださいという指摘を何度もしてきたわけですね。去年の12月に本人がお話に来てくれるようになったわけですよ。これは手前味噌で申し訳ありませんが、係長、担当の成果です。話し合いの中で、やるやるという話はしますが、私も堪忍袋の緒が切れてしましまして、ちゃんと計画を出させろと前任の係長に指示しまして、何月までに何をするという計画を出させまして、毎月、毎月、報告を求めまして、向こうもまづいという感覚を起きてきたのでしょう。今回のうなるということは耕作ができる状態にきなさいという言葉が、彼にとってはうなればいいんだと聞こえてしまったのかもしれませんが、事務局としては、耕作ができるような状態にきなさいということをしたということです。今回の申請についてなんですが、今回、ここまで来たというのは、皆さんのパトロール、指摘のおかげ、事務局担当者の成果ではないかなと思います。ここまで来て、会場で公言したわけですから、それをふまえてご審議していただけたらかなと思います。今までだったら、来てくれなかったわけですよ。通知してお終いという。他にもこういうところはありますが、今回はある程度、計画もありますので、私としては、前進というのは正しくはないのですが、改善に向けた手がかりになっているのではないかなと思います。

会 長

はい、・委員。

委 員

今回は、農地パトロールの成果や事務局の努力も相当あると思います。それについては感謝いたします。今回の件につきましては、まず、非常に問題になっているのが、現状をきちんと片付けて耕作できるような状態にすること、今回の申請があったその土地を借りて耕作をしたいという3条申請で分けて考えた方がいいのかなと思います。まずは、現状をきれいに回復させ

る。それが終わってから、申請があれば、きちんと審議ができるのですが、両方が合わさっているので、非常に分かりにくくなっている。また、今までの経緯があるので、・さんの信用が低くなっている。まずは、その信用を復活させるために、きれいに回復させてもらう。工程表通りに回復してもらってから、こちらの申請を出していただければ、審議もしやすいと思います。労働力的にも片付けに割く、労働力を考えなくてはいいいので、作付けもできるだろうと思います。これに片付けも含むと、農業をやっている人間としては、おそらく無理だろうと思います。女性の労働力では重機を使うとは言っていますが、かなりきついと思います。現実問題、分けて考えた方がいいと思いますが、皆様はどのように考えますか。ご意見を伺いたい。

会 長 はい、・委員。

委 員 どういう処理を行ったとしても、引き続き追いかけるというのは変わらないですよ。不許可になったとしても、現状・さんが借りているということになると思うのですが、片付けろという指導をしていくのは変わらないという認識でいいのですか。

会 長 今までは、地権者である・さんに行政上は農地パトロールに基づく結果がこうですよと指導してきました。3条申請で借主が決まった場合には、今度は・さんに対して、こういう風にやりなさいと指導できるわけです。

今現在は、農業委員会から・さんに指導をして、・さんが・さんにいうという手順なのですが、基本的にはここが変わってくると思います。はい、・委員。

委 員 さきほどから、営農計画とか工程表とか言われていますが、話を聞いていると既に紙に落とされているような気がするんですね。実際にこれから処理にするにあたっては、そういう資料を見て判断するのかなと思うのですが。今の言葉のやり取りだけでは、どこまでやるのかが曖昧で判断しにくいのですが、事務局では、紙で計画を持っているのですか。工程表としてちゃんと、書面として持っているのですか。

会 長 現状、本人から提出されたものはあると思います。ただ、それに加えて、・委員の言われたように工程表を付けて、それを毎月毎月、月末に実施結果を追っていくことになると思います。

委 員 今現在は工程表はないということですか。

会 長 4月までの改善計画は、12月に事務局に提出されております。今回の3条申請とは別にですが。今回は、12月から農地をきれいにし始めて、既にきれいになっているところがあるので、生活上必要なので、トマトを植えてみようか、トウモロコシを植えてみようかという話で、作付けをするために正規に手続きをしますよという話です。

事務局長 ・委員の紙で計画が出ているのかということではありますが、4月までの改善計画につきましては日の出町農業委員会事務局様という宛名で、片付けのスケジュール表が提出されております。この中には、計画と、実施結果が書いてあり先ほど説明されたようなことが書いてありますが、ポットやトレイの山については、9月から始め3月には耕耘する。撤去するという意味だとは思いますが、覚書という形ではありますが、書面化されております。

3条申請に当たっては添付でスケジュール表が義務化はされておりますが、そのようなものが出ているということだけ報告させて下さい。

会 長 9月から片付けるというのはおそらくトマトやトウモロコシが終わるであろうと考えて計画を立てていると思います。だからそれまでは並行していくのではなくて、作物を作る方に労働力を回して、9月以降ではないと労働力にならないよという言い方かなと思います。はい、・委員。

委 員 今回、使用貸借ということですが契約期間というのはどのようになっているのでしょうか。今回3条申請ということで、いつからいつまでという期間がかかれていないのですが。

事務局 通常の使用貸借契約になりますと、使用貸借の場合には期限を定めないこともできますので、・さんから返してくれと言われるまでは、・さんの方で借りているという契約になります。

会 長 6カ月前に返してと言って、6カ月経過すると使用貸借がきれいなということです。

委 員 契約が切れる時には農業委員会に報告等は上がってきますか。

事務局 貸借と異なり合意解約の届出等が義務付けられていないので、使用貸借であるといつの段階で契約が終了したかは把握することは難しいです。

委 員 使用貸借の場合は、期限を定められないのか、定めていないだけかはどちらですか。

事務局 定めることもできますし、定めないこともできます。

委員 それで、今回3条申請を行って、片付けるということであれば、正直に言うとも1年後、本当にできているかわからないじゃないですか。皆さん不安だと思うのですが、1年後、きちんとできたら再度、現状を確認して、3条申請をもってきてくださいねと、やっていなかったらそれ以上の作付けは認めないというのも一つの手段だと思います。条件付きというのは可能でしょうか。

事務局長 条件付き許可につきましては、農地法第3条第5項で第1項の許可は条件をつけてすることが出来ると書いてあります。今回の場合については、使用貸借の期間を1年と限定する許可を行い、その間に当該地の是正を行わせると、今・委員が言った通りのことを言っているのですが、事務局の解釈で言いますと、現在ヤミ耕作の方に間接的にやれやれと言っても、本人が逃げたてしまうかもしれませんが、今回本申請を行わせることで、公表できる記録も残っていくわけですから、本人を逃げさせなくするわけです。他の農業委員さんも見えますから、本人の立場的なものも厳しくなってくると思いますので、我々の考え方は・委員のおっしゃられた様に、足枷を付けた方が、本人の言ったことを必死にやってくれるのではないかなと考えております。

委員 逆に言えば、しっかりとやらなかった場合には辞めさせることもできるというわけですね。

事務局長 そうですね。再度、農業委員会にかけるときもそうですが、日々の農地パトロールで見えていただいて、9月からやるといっていますから、10月頃に見に行き、やっていなかったら、どうなっているか聞いて、進んでいないようだったら是正させて、もしかしたら業者委託するとも言っていたので、だとしたらいつから始めるのかを聞いてですね、計画を詰められるのかなと思います。あくまでも農地をあのままにしておくということではなくて、何らかの整理をしてもらって、農地として活用してもらおうということが大原則の目的ですので、パトロールなり、条件を付した許可等で本人に責任を負わせるというのも一つの手段ではないかなと思っております。

会長 はい、・委員。

委員 会長に聞きたいのですが、会長としては、3条として許可をして、並行線でやっていきなさいというのを求めているのか、私たちとしては、あれだけ

迷惑をかけているのだから、ポットやトレイ等のゴミをすべて片付けて更地にして、それから申請して初めて契約した方がいいのではないかと私は考えるのですが、会長としてはどうですか。

会 長 私とすれば、農業委員会としては所有者として権利を持っている人に、ものをいうというわけです。今までは・さんに指導をして、・さんからヤミで貸している・さんに農業委員会から指導されたからやってくださいと要請をしてやっているというわけです。今度は3条申請ですから、貸し借りの契約をして、借りる人は・さんですから、責任者が・さんになって、実際に耕作している人と借主が一緒になれば、農業委員会としてはやりやすいのではないかと考えます。ワンクッション置くことなく、直接指導できるので私はいかなと考えております。確かに、・委員がおっしゃるように、とりあえず是正をさせてもとに戻させてから申請させるというのが基本かもしれませんが、それだと中々埒が明かないでしょうし、じゃあ、借りないよとそのままにされたときに・さんはどうするかと、・さんは農業者ではないので、そのまま放置されてしまうのではないかと思います。そうしましたら、新たに公的資金をいれて新規就農者等をあてがって、遊休農地を解消していかななくてはならないのですが、それでは手間がかかっていけないので、結局本人も借り手である・さんが出てきて、皆さんに公約していますので、3条申請を通した方がよい、ただ、長い期間ではなくて、・委員が言ったように1年間の期間に限定して、1年間結果を見て、結果によっては3条申請させないとか、本人に取り下げてもらおうとかした方が、実質的にいいのかなと私は考えます。他に、ご意見は。はい、・委員。

委 員 私は、今会長がおっしゃったようにですね。また、・委員が言ったようにですね、ここで許可しなければヤミ耕作の人にやらせてしまうことになりますよね。それはやはり、農業委員会としておかしいのかなと思います。なので、農業委員会としては、期間を区切って・委員が言ったように、1年間やらせてみて、やってなければ、延長はしないということで、期限を切った条件付きで許可をするのがいいと思います。

会 長 はい、・委員。

委 員 ちょっと、本件から話がずれてしまいましたが、事務局にお願いしたいのは、こういう会議をするにあたっては、ゴミの山という話が出てきますが、私は現地を見たことがないので何とも言えませんが、現地を確認しているわけですから、写真の一枚でも取って、こんなにひどいところですよというような資料と、それから、どういう方が農業経営をするのか、ここにきて初めて妻

がどうのこうの、母が・歳とかいうことも事前のヒアリングでメモをしといて欲しいです。私が一番疑問なのは、お金のことですが、それはあまり聞かない方がいいのかもしれないですね。ただ、・歳の母を抱え、娘がいて、労力も大変だと思いますし、どれくらいの生活費で暮らしているのかというのもヒアリングで聞く必要性があるのではないかなと思うのですよ。

そういうものをメモしておいて、事前に我々に渡してもらわなくても結構ですから、会議の前に配ってもらって、守秘義務もありますから、会議が終わったら回収してもらってもいいと思います。聞いているうちにいろいろな情報が出てきて、大丈夫なのかなと思うので、その所は今後の課題にしたいと思っています。

会 長 はい、・委員。

委 員 はい、現在、申請が出ている土地が4993㎡で、全部できないということもあると思うのですが、できるところだけ許可するというのもありではないかなと思うのですが。

会 長 そういうことではなくて、今回の3条申請では4筆4993㎡が一括で出ているわけです。その中で、全筆が前回の農地パトロールで指摘された場所です。・番も全筆は耕耘されていないのですよ。6尺ぐらい耕耘されていないので、その部分はどうなんですかと聞いたら、廃棄すると思っていたトレイを使うんだと言い出したので、どう活用するのは分かりませんが、将来苗木等を作るんですかね。他にありますか。はい、・委員。

委 員 おそらく、このケースはあまり前例がないケースだと思いますが、条件を付けてやる場合には、条件の条文を借りる方貸す方、両方にきちんと納得していただかなくてはならないし、委員さんもどういう条件を付けたのかがわからないと、判断のしようがない。なので、今この場で処理をするのは難しいのではないかと思います。期限もそうなのですが、どういった文書でやった方がいいのか、いつまでに何を履行することまで書くのか、履行されなければ、この許可は無効となるという文言を加えるのかどういった形の文書になるのか、全然わからないので、おそらく文書化しないと皆さん分からないと思うのですが、今月この場で処理するのは難しいと思うのですが、どういったようにやったらいいかというのがありますか。

事務局 ・委員のお話を伺いまして、条件付き許可というのは、許可しますという許可指令書の備考の欄に、こちらに1年間に限定して許可をすると明記します。そうすれば、1年後には許可がなくなりますので、再度総会にかけてい

ただくという形になりますので、その時に条件が整っていなければ、不許可となるのではないかと考えております。

委員 条件を明文化しておかないと、1年後申請したときに曖昧になってしまうのではないのでしょうか。

事務局 この後に許可が出たとして、指令書の欄に条件というものがあまして、そこで農業会議との打合せで考えているのは、1年間に限定して許可をすると明記して、実際に履行されているかは次の申請の時に確認をすることを考えております。

委員 期限以外の条件については、口頭でしかないですが、それとも議事録ということにするのですか。

事務局長 ・委員と先ほどの・委員のお話とも被るのですが、本人からの許可申請というものが出ているのですね。この中に、本人が言っていました、家族が何人いるとか、農地をどれくらい持っているとか、そういうことを記入する欄がありますので、今後は皆様にお配りするように検討したいと思います。

今大切なのは、周囲との関係という欄に、ポット、トレイ、草の根が堆積しているので30年10月頃より31年3月までに整理し、耕耘すると書いてありますので、これも有効ですので、違えますよねというお話になると、それから、地元の農家に迷惑にならないように努め、農業委員会の指導に従いますと書かれています。例えば、隣接の畑の方への迷惑ですとか、パタパタ音がなっているということであれば、現地確認をして継続の許可の時に許可しないということもありますね、後、議事録ですね。本人が言っていることこれが違うと問題ですが、この2つでいけるかなと思います。

会長 はい、・委員。

委員 これは1年という期間を切ってということですが、再度申請するときは、貸人と借人は同じで申請したいわけですが、これを農業委員会が認めなかったらどうなるんですか。ヤミ耕作でやってしまっているんですか。それとも罰則があるのですか。・さんにできませんよと言えるのかということです。農業委員会で不許可にしても、貸す人が貸したいんだから・さんは使い続けますよ。それはどう対応するんですか。

事務局長 逆に言えば、今回許可しなくてもヤミ耕作でやってしまうということですよ。

会 長 はい、・委員。

委 員 今回、本人に来ていただいて、いろいろ条件を話してもらって、ポットやトレイ等のゴミだとか、近隣が迷惑している部分を処理して、来年3月に再度更新するということですが、実際にやっていなかったら、地主は・さんに貸したいということですが、農業委員会として新規就農者を斡旋する。・さんでは不適格だと、新規就農者にあっせんするというのはできないのでしょうか。

会 長 契約の関係もありますから、地主の意向もある程度は考えなくてはいけないので、対応につきましては協議会でも議論していきたいと思います。農業委員会がものを言える人が誰であるかに着目してもらって、ただ1年間でいいのか、人間生身なので事情の変更とかも考えなくてはいけませんし、1年がいいのか、2年なのかは議論があると思います。現在、皆様のご意見では、条件を付して許可してはどうかということでもとまりつつありますが、他にご意見ありましたらお願いします。

事務局 今のお話なのですが、現地確認の際に・委員と・さんに会いまして、まず労働力がないとか、高齢でできないということであれば、空いているところ使わないところは、他の人に貸してくれないかという話をしまして、それでも、全部できるんだと、3月までにはできるんだという話で申請が来ております。ただ、3月までにできなければ、借り手を農業委員会で探して、地権者に話をしに行きますよということも・さんには伝えてあります。もし、3月の段階でできないようであれば、できないところは地主も踏まえて話し合いを行い、違う人に貸し付けて、その際に、・さんが自分でできるのだといったとしても、できるといったのにできなかったではないかというものが、今回証拠として残っていきますので、その様にしていくことを考えております。その際に、ゴミ等が残っていても、ストップ遊休農地事業で、きれいにしていくこともできますので、その様な事業を活用していくことを考えております。

会 長 はい、・委員。

委 員 意見と言いますか、事務局にお願いなのですが、こういう案件では頭を柔軟に考えてもらって、参考資料を議案書とは別に写真だとか年齢構成や、家族構成等がわかるものを机の上に置いてもらって、今回の案件の参考資料ということで、ぜひこういうものを作ってもらいたいと思います。後、もう一つ、

皆さんゴミという発言をしていますが、不法投棄したゴミではないですね。トレイやポットだとか笹の根等の不要物ですから、単純にゴミと書くと不法投棄されたものと勘違いされますのでそのところを記録の時に気を付けてください。

会 長 今、許可をするが条件を付けた方がいいのではないかという意見が出ております。もう一つは許可、それと不許可、この3つの意見が出ておりますが、他に何かありますか。なければ、処理をしていきたいと思っております。

意見、質問がないようですので、(1)議案第1号 農地法第3条による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

それでは、条件を付けて許可として、よろしい委員さんは挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、条件を付けて許可をするということで、許可いたします。許可の期間は1年間でよろしいでしょうか。

委 員 3月末まででいいのではないのでしょうか。

委 員 4月から1年だと3月になるので3月末でもいいのではないのでしょうか。

会 長 委員の皆様から3月末までという声がありましたので、他に意見がないようなので3月末までとします。事務局よろしく申し上げます。

事務局長 後先になってしまって申し訳ないのですが、許可申請書に書いてあったこと、先ほど朗読したと思うのですがその部分を皆様にお配りしたいと思います。また、9月頃から入るといっていただきましたので、事務局の方で、月1で行って、その時点の記録を写真にして、本人の動きがわかるようにしていきたいと思っております。また、皆さん、・はよくいかれると思っておりますので、足を運んでいただいて、見ていただくということで進めていきたいと思っております。

許可は3月までですが、3月までに農地としてきれいになっていけば、いいわけでありますから、そういう形で進めさせていただきます。

会 長 続きます、(2) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告 農地法第 5 条届出 4 件 朗読及び説明)

会 長 朗読が終わりました。
只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。はい、・委員。

委 員 重箱の隅をつつくようで申し訳ありませんが、専決日が 3 月 1 6 日になっているのですが、3 月の農業委員会に間に合わないのですか。

事務局 農業委員会の議案の締日が毎月 1 5 日となっております、1 5 日が休日の場合にはその前の平日を締日としていまして、農地転用の届出については、月ごとの締切は定めてはいないのですが、1 5 日までに来たものを集計して報告しております。

委 員 分かりました。

会 長 はい、他に。はい、・委員。

委 員 報告第 4 号で、譲渡人が町長で、住宅用地ということですが、町の用地がここにあったということですか。

事務局 説明いたします。報告第 3 号、第 4 号の案内図をご覧ください。この報告第 3 号届出場所の奥にあるのが・さんの自宅になります。そこの横が畑でありまして、ちょうど 4 号の届出場所と書いてあるところ、次ページを見ていただきますと、・番となっている場所がありますが、もともとは町の水路用地としてあった場所です。今回、払い下げるにあたり、分筆したところ、現況に即して地目が認定され、畑になってしまったとのこと。そのため、今回 5 条の届出が出されたということです。

会 長 はい、・委員。

委 員 これは・番が水路になるのですよね。報告第 3 号ですが、また、4 号が・番ですが、この間はつながっていたのでしょうか。

会 長 その通りです。

委員　　そうすると、この間（・番）はもうすでに住宅用地になっているのでしょうか。

会長　　自宅は、・番です。この・番というのはですね、・中学校の方から流れてくる沢水が流れていたと思うんですよ。それが、・番を通り、・番の方に流れていき、・さんの家の前はスロープになっているのですが、その横に水路が入っているのですが、そこに流れていたのかなと思います。・番は新しく、この水路に付け回したものです。・番は昔はもっと低かったのですが、石を積んで庭にしてしまっているんですね。この公図で見ると・番の下に水路のようなものが見えるのですが、その水路を取り込んで、自宅の庭にしているんですよ。なので、新たに・番を西側の山の方からくる水を引きまして入れたということなんですよ。また、・番については、昔は・中の方から流れてくる水を流していたんですが、・さんに聞くとそのような水路は覚えがないとっております。昔は、水路から畑への水をくんでいたのではないのでしょうか。その水路を交換するというわけです。

他にありますか。はい、・委員。

委員　　1点教えて下さい。この水路の下の・番、・番、・番、・番、・番と・番はお墓だと思うのですが、個々の地目は何になっていますか。

会長　　これはですね、畑なのでしょうけども、境界等は何もなく、見ると雑種地のようになっていますので、畑なら畑と明確にしてほしいと伝えてあります。

委員　　そうしますと、・番のみ住宅用地として宅地にするのですか。上下は畑何ですか。

事務局　　ご説明します。今回の・番につきましては、町からの払下げということで届出が出されていますが、上の・番、下の・番、・番については将来的には住宅用地にする計画があるそうなので、この水路も将来的には住宅用地に使用したいということで、住宅用地として届出が出されました。現況は雑種地と言いますか、空き地のようになっています。

委員　　今までは畑だったのですか。

事務局　　今までは畑だったということです。

委 員 図面上水路で残っているけど、実際には全体で1枚の畑として使っているから払下げするということでしょう。

会 長 その通り。

事務局 追加で説明しますと、公図上では水路としてありますが、現況は長い間水路としては使われておらず、どこに水路があるかわからないような状態です。

委 員 水は流れていないということですね。

会 長 よろしいですか。
意見、質問がないようですので、(2)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。
以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署 名

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____